



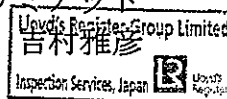
〒220-6010  
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1  
 クイーンズタワー A 10F  
 電話: 045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W04450833号-0

日本原燃株式会社 殿

2016年9月5日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド  
 インスペクションサービス 事業部長



## 2016年度 第1回定期監査 報告書 (全体総括)

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
監査名	2016年度 第1回定期監査	
監査対象部門	安全・品質本部、監査室、濃縮事業部、埋設事業部、再処理事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、濃縮・埋設事務所、再処理事業所	
監査実施日	2016年7月26日～8月5日(断続的に8日間)	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

### 2. 2016年度 第1回 定期監査の視点

#### 2.1 監査対象部門

今回の監査は下表に示す5グループ別を実施した。

グループ	監査対象部門
(その1)	安全・品質本部
(その2)	監査室
(その3)	濃縮事業部
(その4)	埋設事業部
(その5)	再処理事業部

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

## 2.2 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LR と記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFL と記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

## 2.3 2016年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、前年度までの監査内容を踏襲し、JNFL殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とした。加えて、2015年度の保安検査において、濃縮事業部の現場管理や再処理事業部の設備保全活動に関して多くの指摘等を受けたことから、本件に関する各事業部、監査室/安全・品質本部の保安活動に対する取組みも主要な監査対象の1項目として取上げた。また、これまでの監査において、一般QMSに係る活動と位置付けた「トラブル/不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引続き監査対象とした。これらを考慮した2016年度 第1回定期監査の注力事項を表1に示す。

表1 2016年度 第1回定期監査の注力事項

	監査実施項目
(1)	「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況
(2)	各事業部、監査室/安全・品質本部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況
(3)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)
(4)	トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取り組み状況
(5)	内部監査の実施状況
(6)	前回までの監査結果(提言事項等)のフォローアップ状況
(7)	その他(教育・訓練等)

(注1)：(4)の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

なお、被監査部署によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要がないので、対象部門別に実施すべき項目を表2に整理した。

表2 対象部署に対する監査実施項目

対象部署	表1中の監査実施項目番号						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
安全・品質本部	○	○	—	○	—	—	—
監査室	○	○	—	○	○	—	—
濃縮事業部	○	○	○	○	○	○	○
埋設事業部	○	○	○	○	○	○	○
再処理事業部	○	○	○	○	○	○	○

注記1)：監査実施項目の内、被監査部署が関与していない項目は監査対象から除外する。

### 3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で3.1項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

#### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

#### 3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

### 4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRJの知見を活用した。

- ◆ JNFL 各部門の全社品質保証計画書運用要則、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

### 5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

## 6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査対象グループごとの監査結果

監査対象グループ別の監査結果は、それぞれ別個の報告書に編集したので参照していただきたい。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	安全・品質本部	W04450833号-1
(その2)	監査室	W04450833号-2
(その3)	濃縮事業部	W04450833号-3
(その4)	埋設事業部	W04450833号-4
(その5)	再処理事業部	W04450833号-5

## 8. 監査結果

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

### ① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.3項の表1の内、本部/室/各事業部が関連する項目を表2より選択し、可能な限り監査した結果、いずれの被監査部門にも「指摘事項」は観察されなかった。埋設事業部に2件の「観察事項」、および濃縮事業部に3件、埋設事業部に1件、および再処理事業部に8件の「提言事項」を提起した。

### ② 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした気運の中で、印象

深く感じた「良好事例」を監査室から1件、および濃縮事業部から1件を抽出した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照して頂きたい。

### ③各注力事項に対する個別所見

#### (1) 「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

今回の監査では、品質目標に取り上げられた主な日常活動が「改善策」を反映しており、かつ自律的改善が図られているか否か、また、風化・形骸化の兆候が認められないか、という点に注力し、監査を実施した。

**安全・品質本部**においては、組織改正から日が浅いことから、通常業務として定着するまでにはもう少し時間を要する状況であるが、当グループが主体的に取り組むべき活動については、旧品質計画 G の活動を継承しつつ、新たな業務課題にも取り組みを開始した段階である。

**監査室**においては、品質監査 G の日常業務として、内部監査要則に基づき、監査チェックシート、内部監査対象部署リスト、監査実施計画書などが準備され、力量が確認された監査員によって監査が行われており、的確な監査活動が継続・実施されている状況を確認した。

**濃縮事業部、埋設事業部、および、再処理事業部**のいずれの事業部においても品質目標の達成活動については、それぞれの部署が具体的な実施事項、達成指標、実施期限などを明確にした上で展開されている。2016年度第1四半期での成果と進捗などが評価されており、品質目標の取り組みについては、風化・形骸化などの不具合事象は見受けられない。

その中で、これらの事業部において、現在、高い業務負荷を有する活動は、新規制基準適合に向けての様々な活動である。当該活動は、原子力規制庁との話し合いを通じて対応方針が決定されるという活動であることから、その開始から完了までの過程において多大な業務負荷が発生していることを確認した。

今回の日常業務に係る監査の過程の中で注目すべき活動として再処理事業部が実施している標準類の整備(スリム化)活動がある。本活動は、標準類の記載内容の見直しにより真に必要な文書類の選別化および簡素化を図ろうとするものであり、全社大への展開を期待したい活動である。

#### (2) 各事業部、監査室/安全・品質本部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況

主要な活動として、濃縮事業部における保安規定違反に対する対応活動が挙げられる。本件については、「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会」が設置され、JNFL 殿全体での取り組みが継続している。本活動では、安全・品質本部が策定した全体計画に基づき、濃縮事業部が8項目の個別計画を策定し、活動を展開中である。

埋設事業部は、濃縮事業部の保安活動適正化の水平展開の位置付けで a) 法令から手順書までのひも付けの整理、b) 法令・許認可の教育、等について取り組むことが計画されている。

再処理事業部の保安活動については、現場作業の有無により部署毎で関与の程度に濃淡はあるが、法令・保安規定違反の撲滅など、具体的な達成指標を織り込んだ品質目標・業務目標に対して、積極的に取り組んでいる状況を確認した。

### (3) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

いずれの事業部においても、事業部長レビューおよび社長によるマネジメントレビューが充実していることを入手したエビデンスにより確認した。特に、社長によるマネジメントレビューでは非常に活発な意見交換が行われており、指示事項に対するフォロー活動も確実に実施されている。当該レビューが品質保証システムの継続的改善に向けて有効に機能している状況を汲み取ることができた。

### (4) トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況

本部/室/各事業部においても、トラブル/不適合事象の発生防止についての取組みが継続している。

不適合事象が発生した際には、原因究明及び是正処置活動が立案され、適切なフォローが行われている状況を随所で観察した。

### (5) 内部監査の実施状況

内部監査の実施に際して、全社対応は監査室 品質監査 G、再処理事業部の実施主体は保安監査課、および濃縮事業部および埋設事業部における内部監査の所管部署は、品質保証課である。

室/各事業部においても、監査に際しては、内部監査計画書に従った一連の監査活動が適切に実施されるとともに、内部監査員の力量および保有資格の管理も的確に行われている状況を確認した。特段、問題となる事象は観察されなかった。

### (6) 前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回の監査時に提起した濃縮事業部、埋設事業部、および再処理事業部に対して各々1件の提言事項に対する対応状況を確認した結果、いずれの事項についても適切な改善策が立案・実行されていることを確認した。適切なフォローアップが行われたものと判断する。

### (7) その他

時間の許す範囲で主に教育・訓練ならびに力量管理活動について確認した結果、いずれの事業部においても概ね必要な教育・訓練が計画・実行されていることを確認した。また、作業実績を加味した優れた力量評価が行われている事例についても確認した。

## 8. 終わりに

本部/室/各事業部における諸活動について、7つの注力事項を中心に監査を行った結果、それぞれの部署の活動は、決められたことがほぼ的確に実践・実行されており、PDCA サイクルを回す中で継続的な改善が行われている状況にある。全体としては JNFL 殿の活動においては、当該活動を律する標準類に基づき適切に品質保証システムが機能していると判断できる。

一方、濃縮事業部、再処理事業部においては、先の保安検査において指摘事項を受けたことに加え、今回の監査において提起された提言事項に改善が必要なものが含まれていること、また、埋設事業部においても、監査で提起された観察事項および提言事項に改善が必要なものが含まれている。

今回の監査において提起した観察事項および提言事項は、品質保証システムに重大な影響を及ぼすものではないが、今後の活動を見据えた際には各事業部の品質保証システムの運用状況についての再検証が有益であると思われる。

今回の観察／提言事項が提起された大きな要因としては、部署によっては新規制基準の適合審査対応に集中するあまり、細かいところまで目が行き届かなくなったとの推察もできるが、本来、品質保証システムの運用は業務負荷の量に関係なく、一貫して守らなければならないものである。

些細なことであっても基本に忠実に、そしてひとつひとつを地道に積み上げる風土こそが品質保証システムの原点と言える。これを言い続けることができるのは、それぞれの職場の管理職であり、また、その職場の核になる先輩諸氏と言っても過言ではない。これらの方々は、品質保証システムの着実な遵守の必要性を後進の社員の方々に率先して説き続ける役割を担っていることを肝に銘じて頂くと共に、JNFL 殿全社員の方々に対して品質意識の尚一層の浸透を期待するものである。

以上